平成２１年（フ）第１５３号
広島県三原市大和町萩原1347番地２
破産者　小島八千代
１　決定年月日　平成21年11月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３３号
鹿児島県鹿児島市坂之上３丁目３番26号
破産者　川﨑　信子
１　決定年月日　平成21年11月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第２８６号
北海道留萌市潮静３丁目84番地
破産者　相坂　浩二
１　決定年月日　平成21年11月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３９号
青森県北津軽郡板柳町大字辻字福岡54番地３
破産者　福士美保子
１　決定年月日　平成21年11月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第６３号
青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字生松88番地
破産者　尾崎　わか
１　決定年月日　平成21年11月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第６４号
青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字生松88番地、住民票上の住所青森県黒石市西ヶ丘71番地　職員公舎Ｂ－１
破産者　尾崎　智穂
１　決定年月日　平成21年11月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１号
秋田県大仙市協和境字苅谷沢43番地78
破産者　俵谷　康雄
１　決定年月日　平成21年11月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成１９年（フ）第３３２６号
横浜市緑区東本郷６丁目３番10―21号
破産者　菊池　明広
１　決定年月日　平成21年11月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１７３１号
横浜市青葉区すみよし台11番地14　サニーハイツ103号、開始決定時の住所横浜市港北区新羽町1220番地１　グリーンヒルズ202号
破産者　室伏　善夫
１　決定年月日　平成21年11月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第２６３１号
神奈川県藤沢市辻堂元町２丁目10番36―407号
破産者　鵜澤　裕子
１　決定年月日　平成21年11月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第６８１号
川崎市中原区下小田中４丁目16番６号　なとりコーポ102
破産者　早川　友良
１　決定年月日　平成21年11月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３６号
川崎市多摩区栗谷１丁目４番７号　ハウスドハウスＢ－２
破産者　齋藤　春海
１　決定年月日　平成21年11月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第２４３号
川崎市幸区小倉1784番地
破産者　森實　　豊
１　決定年月日　平成21年11月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６９号
神奈川県横須賀市佐原４丁目12番３―202号
破産者　齋藤　克也
１　決定年月日　平成21年11月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１７３号
神奈川県逗子市久木８丁目15番53号
破産者　高木　喜章
１　決定年月日　平成21年11月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２０年（フ）第９１４号
静岡市葵区唐瀬１丁目12番43号　プリエールＮ102号、前住所静岡市清水区半左衛門新田44番地の１　グランド清水410
破産者　木場　　豊
１　決定年月日　平成21年11月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６４号
岡山県倉敷市亀山125番地２
破産者　中西　省三
１　決定年月日　平成21年11月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２０年（フ）第１２２号
大分県中津市大字大悟法710番地66、開始決定時の住所大分県中津市大字大貞５番地の９
破産者　田奈橋正弘
１　決定年月日　平成21年11月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係